

福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、県内の児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は児童家庭支援センター（以下「児童養護施設等」という。）において、その設置主体である法人又は市町村及び個人等（以下「事業者」という。）が、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を行う場合に、事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 この補助金は、事業者が児童養護施設等において、入所児童等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業のうち、以下に掲げる事業（以下、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」という。）を対象とする。

- （1） 新型コロナウイルスへの感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者を空間的に分離するための個室化改修（パーテーションの設置、仮設による居室の設置又は賃借、空調・換気設備等の改修等を含む。）を行う事業。
- （2） 感染が疑われる者を分離する場合に、民間の賃貸住宅や宿泊施設等を借用する事業。
- （3） 情報機器を活用した学習の機会を確保するために必要なインターネット環境の整備事業（パソコン・タブレット等の購入費用を含む。）。
- （4） 児童養護施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための事業。
- （5） 各号に掲げる事業の他に、児童養護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として実施するものであると知事が認めた事業。

2 前項第4号の事業については、研修受講に要する経費のほか、以下のようなかかり増し経費等を補助対象とする。

- （1） 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、事業者の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金。ただし、手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- （2） 児童養護施設等の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等（手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオル等）の購入に要する経費。ただし、実費相当額を上限とする。
- （3） 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し経費。ただし、実費相当額を上限とする。
- （4） 新型コロナウイルス感染症に関する保健所による行政検査が行われない場合において、児童養護施設等（児童家庭支援センターを除く）において必要性がある

ものと判断して実施した自費による検査について、その検査が児童養護施設等（児童家庭支援センターを除く）の運営に必要不可欠である場合の検査委託料。ただし、実費相当額を上限とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付や措置費の支弁を受け
る事業については、これを補助の対象としない。

（補助額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、
1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
2 同一年度中に複数回この補助金の交付申請を行う場合は、別表第3欄に定める基準額から、既に交付決定を受けた額の合計を差し引いた額を基準額とみなした上で、第1項に定める方法で算出した額を交付額とする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- (1) 申請額算出内訳書（様式第1号 別表）
- (2) 福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）計画書（様式第2号）
- (3) 歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- (4) 補助対象事業に必要な経費の金額が分かる書類（見積書、請求書、領収書の写し等）

2 事業者は、第1項の申請を行うに当たり、この補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更のうち、別表に定める補助対象経費の各費目に係る配分額のいずれか低い額の30%以内の範囲で行う当該配分額の流用、又は補助対象経費の30%以内の減額とする。

2 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) この事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合又は第4号前段により知事に報告があった場合には、その収入又はその仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、この事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) この事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- (5) 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（変更の承認の申請）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付する事ができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績額算出内訳書（様式第6号 別表）
- (2) 福島県児童養護施設等生活環境改善事業実績書（様式第7号）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）の抄本

(4) その他様式第6号に定める書類

2 事業者は、第1項の実績報告を行うに当たり、この補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、この事業が完了したときは、福島県児童養護施設等生活環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業分）補助金交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1. 対象事業	2. 対象施設等	3. 基準額 (1か所当たり)	4. 対象経費	5. 補助率
入所児童等の生活環境改善事業 (新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、自立援助ホーム又はファミリーホーム	1,000,000円 (※)	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等	10/10
	児童家庭支援センター 里親	100,000円 (※)		

※ 基準額について、知事が必要と認める場合は、管内の対象施設等の基準額の総和の範囲内で施設等ごとの基準額を調整することができる。